平成19年(ワ)第343号損害賠償請求事件

原告 中山洋二

被告 株式会社長崎新聞社

準備書面

平成21年5月29日

長崎地方裁判所 御中

- 1 本件各記事の真実性の有無
- (1) 原告は「暴力団関係者」か、について。
- ①「・・・関係者」なる語は多義的である。しかし、新聞記事によって名誉毀損が成立するかどうかは、「一般読者の普通の注意と読み方を基準とし、之によって一般読者が当該記事から受ける印象事実に従って判断すべきである」とされている。従って本件の場合も「暴力団関係者」という表現が、普通の注意をもって読む一般読者にどう理解されるかを基準として考えるべきことになる。
- ② そうあれば、一般読者は、「暴力団関係者」といえば、暴力団の暴力団たる所以の部分に深く関わっている者、即ち組織的暴力及びそれを背景とした威力を用いて、違法・不当な行為を為し、それによって利益を得るという暴力団の本質的部分に深く関わっている者、という捉え方をするはずである。原告が「暴力団関係者」であるとの新聞記事を見れば、普通の一般読者は、原告が日頃から暴力団に出入りし、暴力団の暴力や威力を背景とした違法・不当な活動を行い、一方、暴力団に利益の分配をするなど、暴力団と持ちつ持たれつの関係にある者あるいはこれに近い行動をしている者と受け取る。
- ③ よって被告は、原告が上記の意味での「暴力団関係者」に該当する具体的事実を主張・立証すべきである。しかし被告は、具体的事実については、ほとんど主張しない。勿論、該当する具体的事実は存在しないから、主張し得ないのは当然である。

被告は(長崎新聞)、有力新聞社であって、いわゆる「情報のプロ」であるから、膨大な資料の蓄積がある。本件訴訟開始後に、原告(中山洋二)に関する資料を総点検したに違いないのであるが、「暴力団関係者」といえるような事実は何も出てこなかったが故に、本訴でも具体的事実の主張が出来ないというのが実態であろう。

- (2) 原告は「特殊知能暴力集団の対象者」か、について。
- ① 甲1及び甲10は、「県警が特殊知能暴力集団の対象とする」といった表現を用いており、文字的には特殊知能暴力集団に屈する者といった極め付けはしていない。② しかし甲1の記事は「県警はこの男性を「暴力団との関係を背景に威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核をなす『特殊知能暴力集団』の対象者としている」というものである。普通の注意をもって読む一般読者の読み方からすれば、原告はその対象者とされているだけであって、真実「特殊知能暴力集団」に属する者、即ち暴力団との関係を背景に威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核をなすものであるかどうかは判然としない、と理解するはずがない。このように書いてあれば、原告は、上記の意味での特殊知能暴力集団に属する者と読むはずである。
- ③ よって被告は、原告が上記の意味での「特殊知能暴力集団」に属するというに足りる具体的事実を主張・立証しなければならない筋合いである。しかし、首肯するに足る主張・立証は為されていない。
 - (3)被告の主張する事実に対する反論。

① 器物損壊事件

原告は他の2名の者と共に、平成19年4月26日、甲32の訴状によって住民訴訟を提起した。この立証のために長崎県の漁業取締室に対し情報の開示を求めていた、同漁業取締室は、いったん開示に前向きな返答をしたが、課長の異動があり、新課長は開示を拒否した。そこで平成19年5月、原告は同漁業取締室に交渉に行った。同漁業取締室の古賀課長は、女子職員がお茶を運んで原告の目前にきてから「お茶なんか出す必要はない」と同女子職員に指示した。これは原告の感情を逆撫でする挑発的行為であって、誰でも腹を立てて当たり前である。そこでカッとした原告が湯呑み茶碗を左手で払ったところ、この茶碗が落下して割れた。

原告のこの行為の是非はともかく、いずれにしても「暴力団関係者」とか「特殊知能 暴力集団」に属する者との認定とは縁のない事実である。

② 自宅への銃弾撃ち込みの被害について。

被告は、平成16年7月17日、原告の自宅に拳銃の銃弾が撃ち込まれた事実を指摘する、その指摘の意図は、暴力団事務所や幹部宅に銃弾が撃ち込まれる事件の多くが、 暴力団間の抗争に関係していることから、本件もそれに似通った経緯ではないか、と 印象づけようとするのであろう。

いずれにしても、この銃弾撃ち込みは、原告が暴力団関係者であるとか、特殊知能暴力集団に属する者であることを基礎づけるものではなく、全く無関係の事実である。

③ 傷害致死幇助罪で処罰されたことについて。

これは原告の陳述著(甲31)の5頁ないし10頁の(3)に詳述されているとおり、長崎建設企業組合の経理関係を一手に掌握していた●●●が、原告が口をきいて暴力団●●●●より借り入れた金2,000万円をめぐってトラブルを起こし、同暴力団の組員が、平成15年9月、原告に対して●●●の住所をたずねに原告の自宅を訪れたため、その住所を教えたことが傷害致死の幇助とされたのである。原告は●●●に重大な被害が及ばないように同組員らをなだめる言動をしていた。けっして、同組員らと組んで、●●●に危害を加えようとしたのではない。少なくともこれをもって原告が「暴力団関係者」であるとか、「特殊知能暴力集団」に属する者ということはできない。